

「質権」と「抵当権」の相違点 ～理論的に考えてみた場合の参謀案～

	質権	抵当権
目的物	動産及び不動産	不動産のみ
目的物の所有権	質権設定者(債務者)	抵当権設定者(債務者)
成立要件	引渡し	抵当権設定の登記のみ
対抗要件	占有の継続	抵当権設定の登記のみ
債務不履行時	目的物の所有権は、債権者に移転する。	目的物の所有権は、債権者に移転する。 (目的物が債権者に引き渡される。)
担保物権者の数	1人のみ。	1人のみ。
「被担保債権の金額」と 「目的物の処分可能金額」 との関係	「金額」面は、理論上は全く関係ない (目的物は当事者間で任意に決めればよい。)	「金額」面は、理論上は全く関係ない (目的物は当事者間で任意に決めればよい。)
他の行為との 法的な類似性	「代物弁済」の一類型	「代物弁済」の一類型
債権者の設定目的	目的物の取得(目的物の「所有権の取得」)が 第一目的。目的物を処分し債権の弁済に充 当することは二次的な目的に過ぎない。	目的物の取得(目的物の「所有権の取得」)が 第一目的。目的物を処分し債権の弁済に充 当することは二次的な目的に過ぎない。
メリット・ディメリット	質権設定後は、債務者は目的物を 占有・使用することができない。 当事者間の合意のみで容易に実施可能。 「目的物が債権者に引き渡されている」ことそ のことによって、担保物権を発生させている。	抵当権設定後も、債務者が目的物を 占有・使用し続けることができる。 当事者間の合意に加え、登記が必要。 登記は、目的物を債務者に残したまま、担保 物権を発生させるための法的な仕組み。
社会システムにおける 位置付け(時代背景)	相対的に原始的 (原始的な原理で担保物権を実現させている)	相対的に現代的 (担保物権の実現のためには登記制度が絶 対的に必要とされる)